

第 73 号議案

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
の件

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
(港湾施設条例の一部改正)

第 1 条 神戸市港湾施設条例(昭和 48 年 4 月条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(運河の使用制限及び禁止事項) 第 27 条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>運河の適正利用のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行</u>	(運河の使用制限及び禁止事項) 第 27 条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) [略] (4) 規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させること。

させること。

ア～エ [略]

オ 兵庫運河内において行う港湾  
法第37条第1項第1号に掲げる  
行為に係る同項の許可又は兵庫  
運河内において行う船舶の係留  
に係る条例第3条の規定による  
許可を受けた船舶

カ 兵庫運河内又は兵庫運河沿い  
で実施される行事等に使用され  
る船舶であつて、兵庫運河を航  
行することについて市長の許可  
を受けたもの

キ 国又は地方公共団体の業務の  
用に供する船舶

ク 水難その他の非常事態の発生  
に際し必要な措置を講ずるため  
の船舶

ケ [略]

第7章 [略]

(罰則)

第43条の2 第27条第4号の規定に違  
反した者については、20万円以下の  
罰金に処する。

第44条 この条例の規定（第27条第4  
号の規定を除く。）に違反した者  
については、5万円以下の過料に処  
する。

ア～エ [略]

オ [略]

第7章 [略]

(過料)

第44条 この条例に違反した者につ  
いては、5万円以下の過料に処する。

(須磨海岸を守り育てる条例の一部改正)

第2条 須磨海岸を守り育てる条例(平成20年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10)、(11)</u> [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(航行の禁止)</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) モーターボート、ヨット、水上オートバイ、セールボード、サーフボードその他の船舟類(その推進力を利用した接続器具を含む。)又は気体若しくは液体を噴出させる機器を接近させる等により他の者に危険を及ぼすこと。</u></p> <p><u>(11)、(12)</u> [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(航行の禁止)</p>

第24条 何人も、海岸の適正利用及び安全確保のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) 国の機関又は地方公共団体が、海岸の管理その他の行政目的を達成するために必要な船舶

(4) 海岸における水難事故その他の事故（以下「水難事故等」という。）に係る救助に従事する船舶

(5) 海岸における水難事故等を防止するために必要な船舶

(6) 第6条第1項の許可を受けた者が使用する又は第23条第2項各号の許可を受けた行為をする船舶

(7) [略]

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

第24条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号までに掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号まで及び<u>第10号</u>に掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条の規定に違反した者</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

港湾施設及び須磨海岸の適正な利用をさらに推進し、航行者及び水面利用者の安全確保をより強固なものとするに当たり、条例を改正する必要があるため。